

マイキーID設定支援窓口を開設します

1 開設の目的

国が令和2年9月に開始する予定のマイナンバーカードを活用した消費活性化策を利用するためには、マイナンバーカード取得者がマイキーIDを設定することが必要です。そのため、市役所内にマイキーIDが設定できる窓口を設置し、設定支援を行います。

2 開設期間

令和2年1月6日(月)～3月31日(火)の月曜日～金曜日 ※祝日は除く
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁は1月12日、2月9日、3月15日の午前9時～午後1時

3 開設場所

宮崎市役所本庁舎1階 市民課マイナンバーカード交付窓口付近

4 マイナンバーカードを活用した消費活性化策とは

マイナンバーカードを取得してマイキーIDを設定した後、QRコード決済やICカード等の決済サービスにおいて一定額の前払い(チャージ)等を行った場合に、国が「マイナポイント」を付与するもの。なお、制度詳細については現在国において検討中です。

申請期間 令和2年9月～令和3年3月の7ヶ月間

利用上限 1人につき最大2万円までの購入に対して25%の5千円分の「マイナポイント」を国が付与する

利用方法

- ①利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申し込む。
- ②当該決済サービスにおいて、「前払い(チャージ)」または「物品等の購入」を行った場合に、マイナポイントを、当該決済サービスのポイント等として取得。
- ③当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用する。

現在参加の意向を示している決済サービス名

- ICカード(電子マネー): nanaco/Suica/WAON/楽天Edy
- QRコード決済: au PAY/d払い/J-Coin Pay、/LINE Pay Origami Pay/Pay Pay/メルペイ/楽天ペイ

5 マイキーIDとは

マイナンバーカードのICチップ内に搭載されている、利用者が本人であることを証明する電子証明書(利用者証明用電子証明書)を利用して、利用者が任意に作成するIDのこと。

「マイキーID」と公共施設の利用カードや商店街のポイントカード等、様々なカードの利用番号を紐付けることで、マイナンバーカード1枚で各種サービスが利用可能になります。

【問い合わせ】

宮崎市企画財政部企画政策課企画係
電話 21-1711